

長野県パートナーシップ届出制度

最近、「LGBT」という言葉をよく見聞きするようになりました。最後に Q が付くこともありません。

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーなどの性的マイノリティの方々を表す言葉です。

性的マイノリティの方は、人口の9%くらいいると言われています。これは左利きや血液型 AB の人の割合に近いそうです。私は左利きですが、周りにも結構左利きの人があります。同じように、性的マイノリティの方にも、知らず知らずのうちにお会いしているのではないのでしょうか。

そんな性的マイノリティの方々ですが、社会の偏見に加え、法律などの制度が障壁となって苦しい思いをしています。性的マイノリティのカップルは、パートナーを法律上の家族と認められておらず、様々な生活上の制約があります。例えば、公営住宅に世帯として入居したくても認められない、生命保険の受取人になれないなど。

長野県では、令和5年8月1日から、「長野県パートナーシップ届出制度」を施行しています。

これは、性的マイノリティのカップルからの届け出により、お互いを人生のパートナーであると証明する「届出受領証」を交付するものです。この受領証を手続きの際提示することにより、パートナーとともに様々な行政サービスや民間サービスが受けられるようになります。

届出書の申し込みはオンラインでもでき、様式をダウンロードして必要書類とともに県に郵送します。提出後、県からメールなどで本人確認について連絡があり、運転免許等で本人確認が済むと、後日届出受領証と受領証携帯用カードが郵送されます。

これらの手続きでは、プライバシーに配慮しています。

制度の詳細は、こちらからご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/jinken-danjo/sogi/partnership.html>

マイノリティであっても誰もが当たり前に平等に暮らすことができる、そんな社会が一日も早く来てほしいですね。